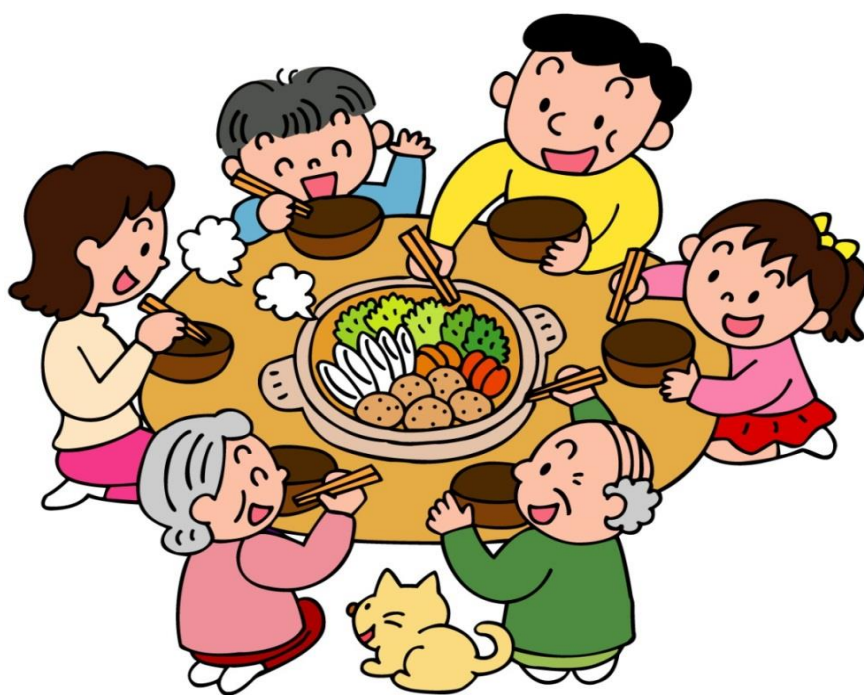


參考資料



第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

第十九条 家庭における食育の推進

第二十条 学校、保育所等における食育の推進

第二十一条 地域における食生活の改善のための取組の推進

第二十二条 食育推進運動の展開

第二十三条 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

第二十四条 食文化の継承のための活動への支援等

第二十五条 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第四章 食育推進会議等

（食育推進会議の設置及び所掌事務）

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

（市町村食育推進会議）

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

宇佐市食育推進本部設置要綱

平成 21 年 3 月 31 日

要綱第 8 号

改正 平成 21 年 4 月 24 日要綱第 12 号 平成 22 年 4 月 27 日要綱第 7 号

(設置)

第 1 条 食育推進のため、宇佐市食育推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宇佐市食育推進計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 食育の推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (3) 食育の総合的な促進に関すること。
- (4) 食育の推進に係る普及・啓発に関すること。
- (5) その他食育の推進に関し必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部長及び副本部長がともに欠けたとき又は事故があるときは、福祉保健部長が本部長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第 6 条 本部の実施事項を事前に調査・検討するため、本部にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、構成員 25 人以内で組織する。
- 3 ワーキンググループの構成員は、各関係課の職員をもって充てる。

4 ワーキンググループは、調査・検討を効率的に行なうため、必要に応じて分科会を置くことができる。

5 ワーキンググループ及び分科会の組織及び運営について必要な事項は、本部長が別に定める

(事務局)

第 7 条 本部及びワーキンググループの事務局は、福祉保健部健康課に置く。

2 事務局長には健康課長を、事務員には健康増進係の職員をもって充てる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 4 月 24 日要綱第 12 号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 24 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 27 日要綱第 7 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 27 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区分	職 名
本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	福祉保健部長
〃	経済部長
〃	教育次長
〃	健康課長
〃	福祉課長
〃	子育て支援課長
〃	農政課長
〃	林業水産課長
〃	観光まちづくり課長
〃	学校教育課長
〃	社会教育課長
〃	学校給食課長
〃	安心院支所市民サービス課長
〃	院内支所市民サービス課長

宇佐市食育推進会議設置要綱

平成 22 年 4 月 27 日

告示第 124 号

改正 平成 27 年 3 月 6 日告示第 32 号

(設置)

第 1 条 宇佐市食育推進計画に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するに当たり、広く市民の意見を聴くため、宇佐市食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 食育推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育の普及及び推進に関すること。
- (2) 宇佐市食育推進計画の実施状況の評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、食育の推進に関する事項

(組織)

第 3 条 食育推進会議は、構成員 10 人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が選出する。

- (1) 学校教育及び子育て支援に関係する者の代表
- (2) 農業、漁業等に関する活動を行う者の代表
- (3) 食育に関する活動を行う者の代表
- (4) 識見を有する者
- (5) 市民代表

(会長及び副会長)

第 4 条 食育推進会議に会長及び副会長を 1 人置き、構成員の互選によって定める。

- 2 会長は、食育推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 構成員の任期は 2 年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 構成員は、再任されることができる。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 構成員の任期満了後、新たな構成員を選出し会長及び副会長を定めるまでに開かれる会議は前項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは構成員以外の者の出席を求める事ができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、福祉保健部健康課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以降最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

第二次宇佐市食育推進計画策定における委員名簿

食育推進会議

大分県栄養士会	北部支部長	岩男 壽子
宇佐市自治会連合会	理事(神子山自治区)	秋吉 幸生
農業者	代表	原田 善二郎
宇佐市PTA連合会	副会長(母親代表)	河野 由美
宇佐市食生活改善推進協議会	会長	荷宮 みち恵
食育コーディネーター	NPO法人AmaRi代表	衛藤 めぐみ
安心院町グリーンツーリズム研究会	スローフード部会	時枝 仁子
大分県農業協同組合大分宇佐地域本部	管理課長	植村 武
大分県漁業協同組合宇佐支店	女性部長	豊永 孝子
宇佐市認可保育園協議会長	普照保育園長	江島 幸

食育推進本部

副市長		信国 和徳
教育長		近藤 一誠
福祉保健部	部長	土居 秀徳
経済部長	部長	山本 恵太
教育委員会	次長	辛島 文昭
福祉課	課長	倉田 秀隆
子育て支援課	課長	古庄 昌彦
農政課	課長	前田 和弘
林業水産課	課長	久保 桂一
観光まちづくり課	課長	若山 雅敏
学校教育課	課長	川島 数志
社会教育課	課長	佐藤 良二郎
学校給食課	課長	荒牧 巖
市民サービス課(安心院支所)	課長	末綱 幸枝
市民サービス課(院内支所)	課長	安部 真知子

食育推進ワーキンググループ

福祉保健部福祉課	社会係	河野 典子
福祉保健部子育て支援課	母子保健係	中山 めぐみ
経済部農政課	農政係	吉村 寛幸
経済部林業水産課	林業係	渡邊 節子
経済部観光まちづくり課	課長補佐	時枝 直美
教育委員会学校教育課	学校教育係	射場 誠治
教育委員会社会教育課	生涯学習係	辛島 礼子
教育委員会学校給食課	南部学校給食センター	中野 和枝
安心院支所市民サービス課	健康福祉係	玉井 亜紀
院内支所市民サービス課	健康福祉係	安部 夕美絵

事務局

福祉保健部健康課	課長	樋田 義弘
福祉保健部健康課	課長補佐	吉田 香織
福祉保健部健康課	健康増進係	瀧口 広子
福祉保健部健康課	健康増進係	河端 克之

第二次宇佐市食育推進計画策定の経過

日 付	内 容	詳 細
平成26年6月16日	第1回食育推進ワーキング会議	第一次食育推進計画の評価について 第二次食育推進計画の策定について ・策定の趣旨 ・策定のスケジュール ・市民生活実態調査
6月25日	第1回食育推進本部会議	
7月14日	第1回食育推進会議	
9月～12月	市民生活実態調査	・調査票の作成 ・送付、回収 ・集計、評価
平成27年1月13日	第2回食育推進ワーキング会議	第二次食育推進計画の策定について(検討) ・食をめぐる現状と課題 (市民生活実態調査の分析結果) ・宇佐市がめざす食育 ・食育推進のための具体的施策 ・食育推進のための具体的施策
1月20日	第2回食育推進本部会議	
2月4日	第2回食育推進会議	
2月24日	第3回食育推進ワーキング会議	第二次食育推進計画(素案)について(提案)
3月10～17日	第3回食育推進本部会議 (回議)	
3月25日	第3回食育推進会議	第二次食育推進計画(案)について(承認)

第二次宇佐市食育推進計画

発行	大分県宇佐市
編集	福祉保健部健康課
発行年月	平成27年3月